全国環境整備事業協同組合連合会公益社団法人岐阜県浄化槽連合会

大会「 最高裁判決 |

秋晴の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

今年の大会は「 最高裁判決 」とし議論したくテーマと致しました。

昭和29年に清掃法が定められ、一定の計画に従って収集しこれを処分しなければならないとされました。

市町村の許可を受けなければ業として行ってはいけないとされた。

昭和50年下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置 法(以下合特法という)が定められた。

平成26年4月合特法の運用において最高裁の判断が示されました。

本年は大会「最高裁判決」が何を言わんとしているかを読み取り、「行政の責任」 それを受けた「業者の義務」をパネルディスカッションで掘り下げ検証したくテーマとしましたのでご案内申し上げます。

平成 2 6 年 1 月 2 8 日 小浜市新規許可 最高裁判決 平成 2 6 年 4 月 3 日 佐賀県伊万里市損害賠償請求 最高裁判決 (合特法)

平成26年10月 8日 環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知

記

日 時 平成29年11月20日(月) 13時00分~17時00分

場 所 岐阜グランドホテル ロイヤルシアター

内 容主催者の主張玉川 福和講演「 最高裁判決 」弁護士団野 克己 様

パネルディスカッション「自治体の責任と業界の義務」

パネリスト弁護士団野 克己 様県議会議員国枝慎太郎 様県環境生活部長 坂口 芳輝 様主催者